

1．対象論文

都市に関連する分野の研究論文および調査報告等であって、日本都市学会大会において発表したものとする。

2．投稿資格

日本都市学会個人会員とする。

3．投稿締め切り

原則として、大会が開催された月の翌月の末日とする。

4．投稿の方法

投稿者は、封筒に「日本都市学会査読付き論文原稿」と記入し、以下の書類を事務局宛に郵送する。

「査読付き論文執筆要領」にしたがって作成された原稿正本のコピー 3部

審査依頼書（別添様式）

論文の概要（400字程度、A4、書式自由）

5．論文の採否

(1) 編集・学術委員会が「日本都市学会査読付き論文審査規程」に基づき、採否を判定する。

(2) 論文の採否が決定したときは、事務局から投稿者へ通知する。

6．異議申し立て

(1) 審査結果が不採択の場合、不採択通知から1か月以内に、その理由を付して編集・学術委員会に異議申し立てすることができる。

(2) 編集・学術委員会は、「日本都市学会査読付き論文審査規程」に基づき、異議申し立ての採否を判定する。

7．論文の掲載

(1) 採択の通知を受けた投稿者は、編集・学術委員会が指定する期日までに、印刷用の版下を事務局へ提出しなければならない。

(2) 採択した論文は、日本都市学会年報に、査読付き論文と明記して掲載する。

8．審査料および掲載料

(1) 審査料は、当分の間、無料とする。

(2) 掲載料は、5頁まで無料とし、5頁を超える1頁ごとに2,500円とする。

(3) 掲載料は、論文の採択後に送付される請求書によりすみやかに納付する。

9．著作権

(1) 掲載された論文の著作権は執筆者に帰属する。

(2) 日本都市学会は、論文の編集出版権および複写に関する権利を持つものとする。

10．不採択論文の年報掲載について

大会において発表した論文であって、審査が不採択となった論文を、年報に無審査論文(研究報告)として掲載することができる。

11．事務局

査読付き論文に関する事務は日本都市学会事務局が行う。投稿者は、問い合わせ等があるときは事務局に対して行い、編集・学術委員会または委員へ直接問い合わせ等を行ってはならない。

付則 この要領は2008年9月7日から施行する。

